

# 一般社団法人等への信用保証制度の適用

(国家戦略特別区域一般社団法人等保証制度要綱 2017年5月16日)

## 特例措置前

○信用保険を付することができる中小企業者の定義は、中小企業信用保険法第2条に定められており、一般社団法人及び一般財団法人は対象外である。

(対象となるもの)

- ・会社、個人、小企業協同組合、農業協同組合及び同連合会、水産協同組合等、協業組合、医業を主たる事業とする法人、NPO法人 など

## ニーズ

○社会的課題(保健・福祉・医療、子どもの健全育成、まちづくり、環境等)を解決するため活動する一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関から、より円滑に資金調達出来るようにするため、信用保証協会が保証を付与することを可能としてほしい。

## 特例措置

○国家戦略特別区域を業務区域とする信用保証協会が、中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者と同様の事業を行う一般社団法人及び一般財団法人に必要な資金に係る債務の保証を行うことができる。

(主な要件)

- ・保証限度額 2億8,000万円(原則として無担保保証は、8,000万円以内)
- ・保証形式 個別保証
- ・保証割合 80%(割合保証)
- ・対象資金 事業資金(本保証制度に係る既往借入金を信用保証協会保証付融資により借り換える場合は、本保証制度によってのみ行うことができる。)
- ・対象金融機関 約定締結金融機関
- ・返済方法 一括返済又は分割返済

## 効果

○一般社団法人等の資金調達の円滑化による設立・活動の活性化を一層促進。